

No.	件名・内容	回答
1	<p>生活保護の支給の仕方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者に対し、生活保護費をデビットカードのある口座に支給し、生活用品をカードで購入してもらってはどうか。 高齢の受給者の生活実態の把握（健康状態の推論）にデビットカードを活用できるのではないか。 <p>（受付No.）27-2179 （受付日）平成27年10月26日</p>	<p>生活保護費の支給にクレジットカードなどを活用する手法については、一部の政策シンクタンクなどからも提言されており、大阪市ではプリペイドカードによる保護費支給について試行を開始したとの報道もございました。</p> <p>しかしながら、生活保護費のうち生活扶助と住宅扶助については、金銭により給付することとなっており、また、生活保護費は、生活用品の購入のほか、月々の家賃などの支払いや、通院のためのバス・鉄道などの交通費など、デビットカードやクレジットカードによる支払いが困難な支出もあることが課題といえます。</p> <p>また、高齢の受給者の生活実態及び健康状態の把握に関して、本市では、担当職員による定期的な家庭訪問の他、生活保護受給者に対する「健康増進プログラム」の推進により、対象者の健康状態を把握し、保健師による助言や指導を行い、効果を上げているところです。</p> <p>生活保護にかかる事務につきましては、国から示された方式に基づいて進める必要があるため、現段階でのデビットカードの利用は困難といえますが、金銭管理に課題のある方や不正受給に対する有効な手段のひとつと考えられるため、今後、先行事例である大阪市や国の動向に注視してまいりたいと考えております。</p> <p>（担当）生活支援課（直通電話）775-5119</p>
2	<p>在宅診療について</p> <p>在宅で診療や治療をしてもらえるかかりつけ医院を教えてください。</p> <p>（受付No.）27-2294 （受付日）平成28年2月15日</p>	<p>通院が困難等の理由で訪問診療を希望される方を対象に、訪問診療を行っている医療機関があります。その中で市内にある24時間往診可能な医療機関として、上尾市健康カレンダー22ページに4件、掲載させていただいております。これについては、毎年医療機関の情報を確認し、新たな情報として掲載しているものです。訪問診療をご希望される場合は、事前に医療機関にご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>◎24時間往診可能な医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 西村ハートクリニック （住所）上尾市宮本町3-2 エージオタウン2階 （電話）778-2526 幹クリニック （住所）上尾市上平中央1-19-10 （電話）774-4877 あげお在宅医療クリニック （住所）上尾市大字上20-8 （電話）783-5801 伊奈クリニック （住所）上尾市瓦葺1902-1ココファン東大宮1F （電話）876-9927 <p>（担当）健康増進課（電話）774-1411</p>